西村あさひ法律事務所
NISHIMURA & ASAHI
企業法務ニューズレター

Ⅰ. サステイナビリティと気候変動 － 英国の TCFD 情報開示の義務化に関する公表 －
Ⅱ. サステイナビリティと気候変動 －「気候正義」と ESG の E(環境)と S(社会)の正しい関係理解に向けて－

2020 年
12月2日号

Ⅰ. サステイナビリティと気候変動 － 英国の TCFD 情報開示の義務化に関する公表 －

執筆者：渡邉 純子

本年 11 月 9 日、英国政府は、TCFD(気候関連財務情報開示タスクフォース(The Task Force on Climate-related Financial Disclosures))が公表している基準に沿った気候変動に関する情報開示を 2025 年までに義務化し、**TCFD の当該基準に沿った情報開示の義務化を導入する G20 で初めての国**となることを公表しました。今回の発表によれば、英国の上場会社、中小企業を除く非上場会社、銀行、保険会社、アセットマネージャー、年金基金等が開示規制の対象となり、これにより今後の英国の経済活動の大部分に関して気候変動関連情報が紐付くこととされています。日本においてもサステイナビリティ情報の開示を行う企業が年々増加している中、新たな英国の政策を含む国際的動向を注視しておくことが必要です。

1. TCFD とは

TCFD は、投資家等による気候変動に関する重大なリスクの判断を容易にするために、気候変動に関する企業の取組みの情報開示を充実させる目的で設立された国際的組織です。G20 からの要請を受けた金融安定理事会(FSB)により 2015 年に設立され、銀行や保険会社・年金基金などの金融系企業とエネルギー・運輸・その他の非金融系企業の所属メンバー31 名から構成される民間主導の組織となっています [1]。2017 年 6 月に TCFD が公表した最終報告書(以下「TCFD 提言」といいます。)において、企業が任意に行う気候関連のリスク及び機会に関する情報開示のフレームワークが示されており、具体的には、以下の 11 項目の開示が推奨されています。これらの情報開示が促進されることにより、気候変動に係るリスクが考慮された効率的な資本配分が可能となり、より持続的な低炭素経済への円滑な移行が実現されることを意図して策定されたものです。

TCFD による提言と推奨される情報開示

ガバナンス	戦 略	リスク管理	指標と目標
気候関連のリスク及び機会に係る組織のガバナンスを開示	気候関連のリスク及び機会がもたらす組織のビジネス・戦	気候関連リスクについて、組織がどのように識別・評価・管理	気候関連のリスク及び機会を評価・管理する際に使用する

[1] 本稿執筆時点における情報です(TCFD Website <https://www.fsb-tcfd.org>)。

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。
本ニューズレターに関する一般的なお問合わせは、下記までご連絡ください。
西村あさひ法律事務所 広報室 (E-mail: newsletter@jurists.co.jp)

© Nishimura & Asahi 2020

する。	略・財務計画への実際の及び潜在的な影響を、そのような情報が重要な場合は、開示する。	しているかについて開示する。	指標と目標を、そのような情報が重要な場合は、開示する。
推奨される開示内容	推奨される開示内容	推奨される開示内容	推奨される開示内容
a) 気候関連のリスク及び機会についての、取締役会による監視体制を説明する。	a) 組織が識別した、短期・中期・長期の気候関連のリスク及び機会を説明する。	a) 組織が気候関連リスクを識別・評価するプロセスを説明する。	a) 組織が、自らの戦略とリスク管理プロセスに即して、気候関連のリスク及び機会を評価する際に用いる指標を開示する。
b) 気候関連のリスク及び機会を評価・管理する上での経営者の役割を説明する。	b) 気候関連のリスク及び機会が組織のビジネス・戦略・財務計画に及ぼす影響を説明する。	b) 組織が気候関連リスクを管理するプロセスを説明する。	b) Scope 1、Scope 2 及び当てはまる場合は Scope 3 の温室効果ガス(GHG)排出量と、その関連リスクについて開示する。
	c) 2℃以下シナリオを含む、さまざまな気候関連シナリオに基づく検討を踏まえて、組織の戦略のレジリエンスについて説明する。	c) 組織が気候関連リスクを識別・評価・管理するプロセスが組織の総合的リスク管理にどのように統合されているかについて説明する。	c) 組織が気候関連リスク及び機会を管理するために用いる目標、及び目標に対する実績について説明する。

(出典:気候関連財務情報開示タスクフォースによる提言最終報告書日本語訳((株)グリーン・パシフィック))

2. 英国の TCFD 情報開示義務化に関する公表

2.1 背 景

先月 29 日に発行された TCFD の状況報告書によれば、TCFD 提言に賛同している機関数は世界全体で現在約 1500 社に上っており(昨年からの 85%増に相当)[2]、気候変動に関する現在の国際的潮流の一つを構成しています。英国は、世界に先駆けて政府として TCFD 提言に即した開示推奨を開始した国の一つであり、昨年公表した「グリーンファイナンス戦略」の中でも、2022 年までに全ての上場企業及び大規模なアセットオーナーによって当該開示がなされることへの期待を示していました[3]。

もっとも、TCFD 賛同機関の全体的な増加傾向にかかわらず、その取組みは未だ不十分であることが指摘されていました。例えば、昨年実施された英国の金融行為監督機構(以下「FCA」といいます。)の調査によれば、英国プレミアム市場の上場企業はその約 3 分の 1 しか TCFD に沿った開示をしておらず、大手の退職年金基金も政府から情報開示を要請した対象基金のうち 13%のみしか TCFD 提言に沿った開示を実施済み又は翌年実施予定である旨回答しなかったことが報告されています[4]。

英国は、気候変動への対応をコロナ危機後の経済復興政策の中核とも位置付けており、また、G7 の中で初めて、2050 年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロとする方針を発表した国でもあります。このような背景の下、**従前のような各組織による自主的な任意開示では不十分であるとの考慮から、グリーン金融商品の発展と市場競争の促進を目指して TCFD 提言に沿った情報開示の義務化に踏み切ることが発表**されました[5]。

2.2 ロードマップの内容

先月 9 日、英国の政府・規制当局合同 TCFD タスクフォース[6]は、気候変動情報の開示義務化に関する今後のロードマップを示

---

2 TCFD 2020 Status Report <https://www.fsb-tcfd.org/publications/>

3 HM Government, 'Green finance strategy Transforming Finance for a Greener Future' (2 Jul 2019) <https://www.fsb-tcfd.org/publications/>

4 HM Treasury, 'Interim Report of the UK's joint Government-Regulator TCFD Taskforce' (Nov 2020)

<https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/933782/FINAL_TCFD_REPORT.pdf>

5 脚注 4

6 2019 年に公表された英国のグリーン・ファイナンス戦略(脚注 3)に基づき設置された、規制当局(英国金融行為監督機構(FCA)、健全性監督機構(PRA)、年金規制機構(The Pensions Regulator))及び政府(財務省、労働・年金省及びビジネス・エネルギー・産業戦略省)から構成されるタスクフォースを指します。

© Nishimura & Asahi 2020

した中間報告書(以下「本報告書」といいます。)を公表しました[7]。本報告書によれば、気候変動問題の緊急性の高さに鑑み、他国においても従前検討・導入されてきた「コンプライ・オア・エクスプレイン」によるアプローチ(開示を行わない場合にはその理由を説明すること)を超えて、**TCFD 提言に沿った情報開示を 2025 年までに段階的に義務化**すること、かつ、その**大部分を 2023 年までに実行**することとされています。段階的な義務化は、**対象となる企業の各類型に従って、異なるタイムラインで実施**されることが想定されています。

本報告書は、現時点で想定されている規制導入の全体像を指標となるタイムラインとともに示すハイレベルな文書であり、各組織類型を対象とした具体的な義務化の時期や対象企業の詳細な範囲については、現在実施中の又は今後実施される予定の意見聴取の結果等も踏まえて、各組織類型毎に確定されていきます。**対象となる組織は 7 つのカテゴリーに類型化**されており(①上場企業、②英国登録企業、③銀行及び住宅金融組合、④保険会社、⑤アセットマネージャー、⑥生命保険会社及び英国金融行為監督機構により規制される年金供給者、⑦退職年金基金の 7 つとされています。)、組織類型毎に想定されている具体的なタイムラインは以下のとおりです。

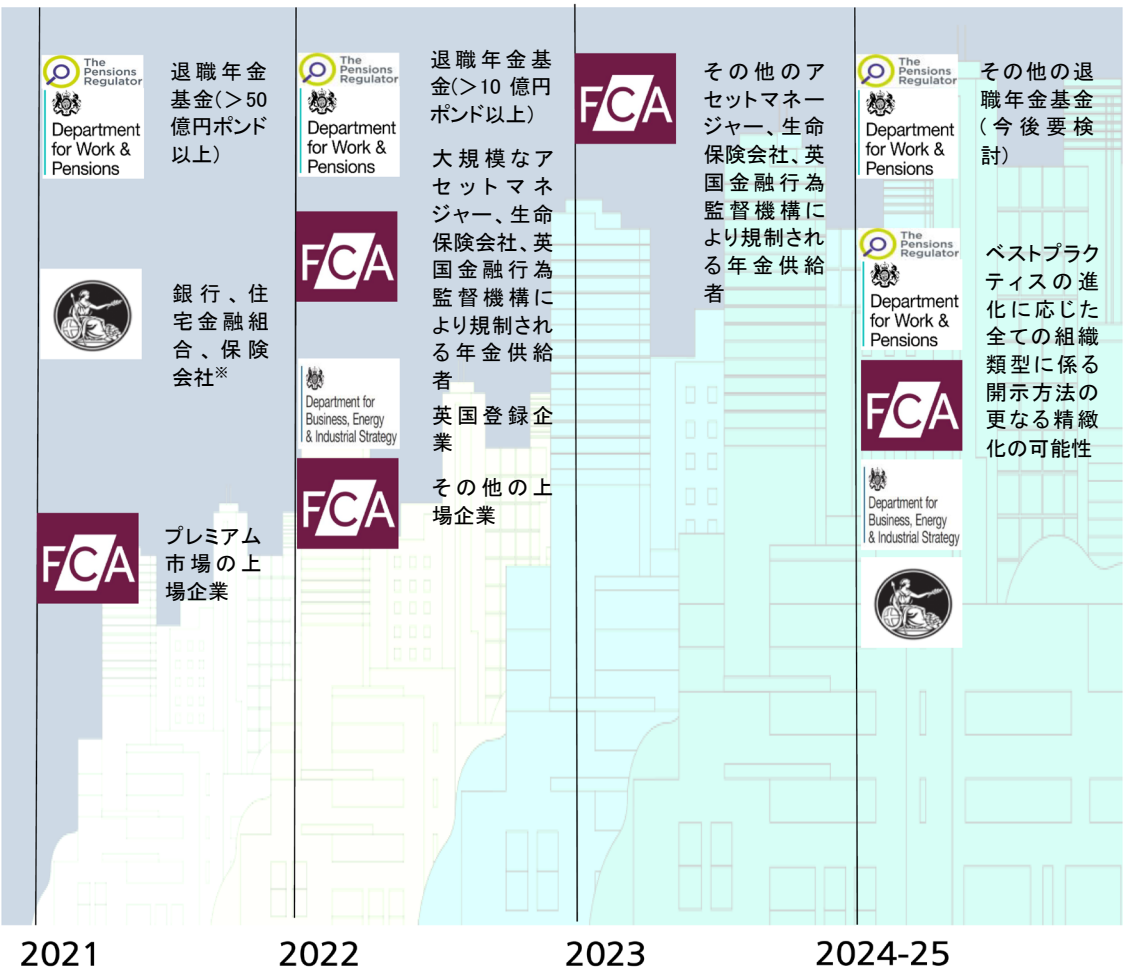

(出典:本報告書 13 頁)

※　なお、銀行等については既に公表されている健全性監督機構(PRA)の方針(Supervision Statement 3/19(SS3/19))に従い、開示の期限は 2021 年末までとされており、本報告書により今回新たに導入が予定された規制はありません。

上記のとおり、初めに対象となるのは、退職年金基金(運用資産額 50 億ポンド以上)、銀行・住宅金融組合・保険会社、及び英国プレミアム市場の上場企業であり、これらは 2021 年中には開示規制の対象となることが想定されています。これらに続き、2022 年からは、運用資産額 10 億ポンド以上の退職年金基金、アセットマネージャー、生命保険会社、FCA により規制される年金供給者、(中小企業を除く)非上場企業、及びプレミアム市場以外の上場企業が対象となります。

[7] 脚注 4

© Nishimura & Asahi 2020

現時点で想定されている組織類型毎の具体的な規制手法とタイムラインについては、本報告書の別紙により示されています。例えば、上場企業については、FCA の上場規則により TCFD 提言に沿った情報開示が要求されるようになり、まず、2020 年 1 月 1 日よりプレミアム市場の上場企業(本年 9 月末時点で 467 社)が当該開示規制の対象となることが検討されています(本年 10 月 1 日に終了した意見聴取手続の結果を踏まえて、本年中に最終的な規制が公表される予定です。但し、当初は「コンプライ・オア・エクスプレイン」のアプローチ、すなわち限定的な場合には開示しないことを認めつつもその理由の開示を求めるためのガイドラインが発行されることが計画されています。)。それ以外の上場企業については、2021 年の前半に FCA が具体的な対象企業の範囲に関して意見聴取を行い、義務化の対象とするか否か、また対象とする場合の範囲について検討した上で、2022 年には新たな規則が発効する予定です。また、プレミアム上場企業についても「コンプライ・オア・エクスプレイン」を超えて開示を義務化させるか否かが 2022 年に FCA により検討されることが予定されています。

また、上場企業以外の英国企業については、年次報告書 [8]において、TCFD 提言に沿った情報開示を行うことが求められるようになり、具体的には 2006 年会社法の改正により開示義務が新たに規定されることが想定されています。対象企業は、会社規模に関する一定の数値基準を超える企業で、中小企業は除外されることが予定されていますが、具体的な基準は、2021 年上半期にビジネス・エネルギー・産業戦略省が上記の会社法改正に関する意見聴取を行った上で決定され、国会審議を経て、2022 年に上記改正法が発効することが想定されています。更に、対象企業の拡大について、2023 年中に検討される予定が示されています。

以上のように、本報告書の示すロードマップでは、組織類型毎に段階的に開示を義務化することが想定されていますが、その際の考慮要素としては、①(関連するデータの収集の容易さと情報開示により得られるメリットの大きさも各組織の規模により異なるという点を踏まえ)組織規模、②(法改正が必要な場合には立法手続が必要となるため)各規制手法に応じて必要なタイムライン、③各規制当局により実施される意見聴取手続の経過、④(開示義務を負う各組織が新たな開示規制に対応するために必要な準備期間を考慮した)リードタイムを視野に入れて検討すべきこととされています。

2.3 今後のステップ

本報告書の公表と同日に行われたスピーチにおいて、FCA の chief executive である Nikhil Rathi は、**英国における TCFD の義務化は気候変動問題への対処の第一歩に過ぎず、将来的にはより詳細で具体的なサステイナビリティに関する開示基準に従って補完**されなければならないと発言しています [9]。TCFD 提言は、上記 1.の表のとおり、フレームワークとしての性質が大きく、具合的な開示項目や指標の設定はされていません。開示情報利用者のニーズと開示情報作成者の直面する課題とのバランスを取りつつ考案された、任意開示を前提とするプリンシプル・ベースの枠組みです。そのため、本報告書においても、今後はより具体的で詳細かつ定量的な基準に従って TCFD 提言を補完していく必要があるとされており、そのための最適なアプローチとしては、英国独自の枠組みを発展させるのではなく、国際的な基準を策定することの必要性が強調されています。英国は、来年開催予定の国連気候変動枠組条約の第 26 回締約国会議の開催地でもあり、それに先立ち**英国として新たな国際的な基準策定にも積極的に貢献していく意向**が示されています。

なお、その後、先月 25 日、**英国を拠点とする国際統合報告委員会 (The International Integrated Reporting Council: IIRC)[10]と米国サステナビリティ会計基準審議会(The Sustainability Accounting Standards Board: SASB)[11]が来年の中頃に統合することが発**

---

8 具体的には、小規模企業を除く英国企業に開示が義務付けられている戦略報告書において、開示を義務化することが今後検討されます。

9 Nikhil Rathi, 'Green Horizon Summit: Rising to the Climate Challenge'(Online conference hosted by the City of London, 9 Nov 2020) <https://www.fca.org.uk/news/speeches/green-horizon-summit-rising-climate-challenge>

10 IIRC による開示基準(国際統合報告フレームワーク)は、財務情報と非財務情報を結びつける統合報告書の作成に関する基本原則や要素を示すものとして 2013 年に策定されたものです(国際統合報告フレームワーク日本語版 <https://integratedreporting.org/wp-content/uploads/2015/03/International_IR_Framework_JP.pdf>)。

11 SASB による開示基準は、11 の業種・77 の産業毎に、最も大きな財務的影響を与える可能性が高いサステイナビリティ課題に焦点を当てて 2018 年に策定されたものです。<https://www.sasb.org/standards-overview/download-current-standards/>

© Nishimura & Asahi 2020

表されました [12]。これは、ESG 情報開示について複数の団体による基準や手法が乱立しており、投資家や企業から、業務負荷の増大や依拠すべき基準が解りにくいといった不満の声が上がっている現状への対処を目指して発表されたものであり、上記の英国の方針にも沿った、国際的な基準策定に向けた大きな第一歩として評価されています。統合報告書の作成にあたって必要な要素を原則化した IIRC の国際統合報告フレームワークは、細則主義に基づく SASB の基準と相互補完関係にあると言われており、これらが統合されることで、より効果的な情報開示基準が導入されることが期待されています。

3. 気候変動問題に関する英国のリーダーシップと国際社会への影響

ESG 投資を巡る情報開示規制は国際的に急速に変化しており、これらの規制動向を注視しておくことが重要です。**気候変動に関する情報開示についても複数の基準が乱立しており世界的な基準統一の必要性が叫ばれている中で、英国における今回の TCFD 提言に基づく情報開示義務化に関する政策方針が国際的に波及する可能性も大いにある**といえます [13]。既にニュージーランドでも本年 9 月に TCFD 提言に沿った開示の義務化が政府から公表されており、米国でも先月ニューヨーク州金融サービス局の監督官から銀行及び保険会社に対して TCFD 提言に沿った報告を行うよう勧告がされました [14]。更に、上記 2.3 で述べた**国際的な基準策定に向けた動きも今後加速していくことが明白**となっています [15]。

このような動きに対し、直ちに開示を義務化することで開示内容が保守的になる、又は基準の統一化により雛形的な記述に留まってしまう等の負の影響を懸念する声も現時点では存在しています。もっとも、世界的に開示義務化の傾向が強まっていく中で、日本としても今後どのように開示を促進していくべきか検討されているところであり [16]、今回の英国の動きが契機となって日本の政策に影響を及ぼす可能性もあるといえます。

英国は、気候変動問題を国の経済に対する脅威と位置づけ、これまでも世界に先駆けて様々な対策を採ってきました。過去 30 年の間に温室効果ガスの 42%削減と GDP の 67%増大を同時に達成するなど、世界をリードする取組みを実施しています [17]。今回も、気候変動対策をコロナ危機後の経済復興のための施策の中心に位置付けており、グリーン金融や気候変動対策に関する技術革新を通じて、金融の中心地としての英国の地位を再び強固なものとすることが宣言されています [18]。また、**先月 18 日、英国首相により、2050 年までの温室効果ガス排出量実質ゼロの実現に向けた「グリーン産業革命のための 10 の計画」も公表**さ

---

12 Michael Cohn, 'IIRC and SASB announce intent to merge in major step towards simplifying the corporate reporting system' (IIRC Website, 25 Nov 2020) <https://integratedreporting.org/news/iirc-and-sasb-announce-intent-to-merge-in-major-step-towards-simplifying-the-corporate-reporting-system/>

13 TCFD も今回の英国の発表を好意的に受け止めており、気候変動問題への対処に加えて、コロナ危機により停滞している世界経済を再興させるうえでも気候変動に関する透明性の高い明確な情報開示が必要であるとコメントしています。(Dieter Holger, 'U.K. Requires Companies to Report on Climate Change by 2025' (The Wall Street Journal, 9 Nov 2020) <https://www.wsj.com/articles/u-k-requires-companies-to-report-on-climate-change-by-2025-11604964183>)

14 ニューヨーク州金融サービス局は銀行約 1500 行、保険会社約 1800 社及びその他の金融グループを規制しており、これらの資産合計は 7 兆ドル超となっています。(Dieter Holger, 'New York Banks Need to Brace for Climate Change, Regulator Says' (The Wall Street Journal, Oct 29 2020) <https://www.wsj.com/articles/new-york-banks-need-to-brace-for-climate-change-regulator-says-11603988421>)

15 IFRS 財団も、現在、国際的なサステイナビリティ基準を策定するためのサステイナビリティ基準審議会(SSB)の創設の是非に関して今月末を期限とした意見募集を行っており、また、IIRC・SASB・GRI(グローバル・レポーティング・イニチアチブ)・CDP(カーボン・ディスクロージャー・プロジェクト)・CDSB(気候変動情報開示基準審議会)の 5 団体も、本年 9 月、包括的な事業報告の実現に向けて協働していくことを公表しています。

16 日本企業の TCFD 賛同機関数は 314 で世界で最多であり(本年 10 月 28 日時点。TCFD コンソーシアムウェブサイト参照<https://tcfd-consortium.jp/about>)、2019 年に民間主導の「TCFD コンソーシアム」が設立され、本年 7 月には TCFD 提言への対応方法を事例集と共に纏めた「気候関連財務情報開示に関するガイダンス(TCFD ガイダンス)2.0」<https://tcfd-consortium.jp/news_detail/20073103>が公表されるなど、日本においても TCFD 開示促進に向けた活動が行われています。

17 HM Government, 'The Clean Growth Strategy' (Oct 2017) <https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/700496/clean-growth-strategy-correction-april-2018.pdf>

18 HM Treasury, 'Chancellor sets out ambition for future of UK financial services' (9 Nov 2020) <https://www.gov.uk/government/news/chancellor-sets-out-ambition-for-future-of-uk-financial-services>

© Nishimura & Asahi 2020

れ、政府が今後気候変動対策に 120 億ポンド(約 1 兆 6500 億円)を投じて新たに 25 万人の雇用(グリーンジョブ)を創出することや、ガソリン車とディーゼル車の新規販売も(当初予定より 10 年早く)2030 年以降禁止することなども明示されました [19]。

更に、**来年は、第 26 回気候変動枠組条約締約国会議(COP26)が英国スコットランドのグラスゴーで開催**されます。パリ協定の締結から 5 年が経過し、同協定に基づく各国の取組みの進捗を踏まえた見直しが行われる節目のタイミングですが、本来先月開催される予定だったところがコロナ危機を理由に丸一年延期されたことも相俟って、来年の COP26 では大きな国際的議論が巻き起こることが予想されています。議長国である英国に期待される役割は大きく、TCFD 提言に沿った開示義務化に関する本報告書の中でも、COP26 に向けたリーダーシップを発揮することが明確に意識されています。

4. 終わりに

COP26 では、開発途上国に対してどのように気候変動関連の支援をしていくべきかという点も大きな議題の一つとされています。その中で、英国首相により COP 26 のチャンピオンに任命された前英国国際開発担当大臣の Anne-Marie Trevelyan は、気候変動の渦中において最も脆弱な立場にある開発途上国の人々の声に耳を傾けているということを、議長国として国際社会に示し、国際協力を推進していくことを宣言しています [20](開発途上国に対する気候変動の影響については、以下 II.「サステイナビリティと気候変動 －「気候正義」と ESG の E(環境)と S(社会)の正しい関係理解に向けて-」をご参照下さい)。**気候変動に関する国際協力の文脈では、民間企業も重要な役割を占めることが想定されており、企業にとっても今後大きな市場機会に繋がる**と言えるでしょう。「気候変動による機会」は TCFD 提言に基づく情報開示の項目にも含まれています。

最後に、企業による情報開示は、単に開示義務を果たすための開示になっては意味がなく、気候変動問題への取組みを通じた実質的な企業価値の向上をガバナンスの観点から実現させやすくするための手段であることを、上記 2.3 に述べた統合発表にあたり国際統合報告委員会も強調しています [21]。企業としては、情報開示規制に関する国際的な動向を注視しつつも、形式的な対応に終始することなく、上記に述べた国際協力とビジネスチャンスとのリンクをも念頭に実質的な取組みを深化させていくことが重要です。

わたなべ じゅんこ
渡邉 純子
西村あさひ法律事務所 弁護士
j_watanabe@plusjurists.co.jp

2011 年弁護士登録、2012 年西村あさひ法律務所入所。国内外のコーポレート業務一般に関する経験を経て、ベトナムその他東南アジア諸国における M&A、一般企業法務、当局対応、労務、紛争対応、規制調査等、日系企業の東南アジア諸国への進出案件や進出後の事業展開に関する業務に幅広く携わる。2020 年ロンドン・スクール・オブ・エコノミクス修士課程修了(国際人権法専攻)。2020 年 9 月から Ashurst LLP ロンドンオフィスに出向中。

---

19 Department for Business, Energy & Industrial Strategy, 'The Ten Point Plan for a Green Industrial Revolution' (18 Nov 2020) <https://www.gov.uk/government/publications/the-ten-point-plan-for-a-green-industrial-revolution/title>

20 Foreign, Commonwealth & Development Office, 'UK appoints champion to support developing countries to deal with climate change' (7 Nov 2020) <https://www.gov.uk/government/news/uk-appoints-champion-to-support-developing-countries-to-deal-with-climate-change>

21 脚注 12

© Nishimura & Asahi 2020

Ⅱ. サステイナビリティと気候変動 －「気候正義」と ESG の E(環境)と S(社会)の正しい関係理解に向けて －

執筆者：渡邊 純子

気候変動問題と人権問題は、それぞれ、ESG 投資の E(環境)と S(社会)の中核を占めるとも言える問題ですが、両者が密接な関連を有することについての理解度は、企業の間では未だ深まっていないように思われます。気候変動に関しては世界中で急速に規制強化の傾向が見られ(例えば、英国の TCFD 提言に沿った情報開示の義務化については上記 I.「サステイナビリティと気候変動 － 英国の TCFD 情報開示の義務化に関する公表 －」をご参照下さい。)、同様に、「ビジネスと人権」に関しても多くの国でハードロー[22]化の流れが加速しています(詳細は当事務所アジアニューズレター2020 年 10 月 30 日号「サステイナビリティと日本企業の海外進出 － ビジネスと人権①総論 －」をご参照下さい)。このような近時の世界的潮流を背景に、双方についての企業の取組みも進んでいる状況ではありますが、未だ多くの企業において気候変動と人権問題が別個独立の問題として捉えられていることへの懸念も呈されています。日本企業にとってもサステイナビリティや ESG 投資の視点を事業戦略に組み込むことが必須となりつつある今、両者の関係性を正しく理解しておくことが、より大局的な視点に基づくサステイナビリティ戦略の深化、気候変動訴訟や規制リスクへの適切な対処、投資家との充実した対話、他社との差別化を図る上でも重要です。

1. 気候変動により今何が起きているのか

1.1 パリ協定に基づく 1.5℃上昇の努力目標は既に達成できない可能性が高い

先進国と途上国の双方を含む全ての国連加盟国が合意したパリ協定は、加速する気候変動問題に関して国際社会の足並みが初めて揃った、歴史上非常に重要な合意です。パリ協定では、地球の気温上昇を産業革命前[23]と比べて 2℃未満の上昇に抑えること、可能であれば 1.5℃に抑えることが掲げられており(パリ協定 2 条 1 項(a))[24]、全ての締約国に対して自国の温室効果ガスの削減目標の提出と 5 年毎の見直しを求めています(パリ協定 4 条)。しかし、**パリ協定に基づき、その後現在までの間に提出された各国の削減目標値を合計しても、既に 1.5℃の範囲内には抑制できないことが科学的根拠に基づき予測**されています(国連気候変動に関する政府間パネル(IPCC)が 2018 年に公表した「1・5 度特別報告書」D.1[25])。

1.2 気候変動の効果は地域や所得水準等によって不均衡であり、最も脆弱な立場にある個人が最も影響を受ける

温室効果ガスの排出は世界中で行われていますが、地球全体の温度が上昇することによって海水と大気の温度が上昇します。海水の温度上昇による膨張と氷河の融解によって海面が上昇し、小島から成る途上国・新興国の多くは国自体の水没という被害を受けることになります。また、海水の蒸発によって大気中の水分量が増加し、地球上の湿度の高い地域では、降水量の更なる増加に伴って洪水が頻発、逆に乾燥地帯はより乾燥が進むことによって干ばつが発生することになります。これらの異常気象に耐えることのできない動植物の絶滅の他、人間の健康も気温上昇によるマラリアやデング熱等の感染症・乳幼児死亡率の増加による被害が拡大することが予測されています[26]。重要なのは、**体力のある先進国は気候変動への適応策(adaptation)を通じてこれらの変化に対応することができても、多くの途上国新興国にとっては難しく、これらの国に属する最も脆弱な個人や集団から先に被害の対象になっている**という点です[27]。また、世界の多くの貧困層が気候変動により多大な影響を受ける農業従事者であることから、気候変動の結果として貧困率が急増することにもなります(気温が 2℃上昇する場合に比べて、仮に 1.5℃に抑制できれ

---

22 法令すなわち法的拘束力のある社会的規範を指します。

23 国連気候変動に関する政府間パネル(IPCC)では、1850 年から 1900 年の間が大凡の産業革命前の時期の基準とされています。

24 Paris Agreement (Dec. 13, 2015), UN Doc. FCCC/CP/2015/10/Add.1 <https://unfccc.int/sites/default/files/english_paris_agreement.pdf>

25 IPCC, 'Special Report: Global Warming of 1.5 °C Summery for Policy Makers' (2018) <https://www.ipcc.ch/sr15/chapter/spm/>

26 脚注 4・9 頁

27 Human Rights Council, 'Report of the Special Rapporteur on the Issue of Human Rights Obligations Relating to the Enjoyment of a Safe, Clean, Healthy and Sustainable Environment: Climate Change Report' (1 Feb 2016) <https://papers.ssrn.com/sol3/papers.cfm?abstract_id=2729611>

© Nishimura & Asahi 2020

ば、気候変動に基づく貧困リスクに晒される人数を数十億人は減らせることが予測されています[28]。

1.3　温室効果ガスの累積排出量は先進国による過去の排出量が大部分を占める

上記の効果を有する気候変動の原因となる温室効果ガスに関して、科学的に見れば、以下のとおり**産業革命以前からの温室効果ガスの累積排出量は、米国と欧州の排出量の合計が過半数の割合**を占めています(左の円グラフ参照。日本の累積排出量は世界第 5 位)。他方で、直近の傾向のみに着目すると、現在急速に経済成長を遂げている(そして当該経済成長の過程で工業化により多くの温室効果ガスを排出することが必至である)新興国側の排出量が問題視されることも多く、また、今後の経済成長のために同様の成長曲線を思い描いている途上国の国々にとっても、先進国と同様のフレームワークで温室効果ガスの削減責任を負わせられることによる不公平感があることから、これにどのように対処するかが国際的な課題となっています。これが、**誰にどのような責任を負わせるのが公平かという「気候正義」に関する問題**です。

1850 年から 2011 年までの温室効果ガス累積排出量

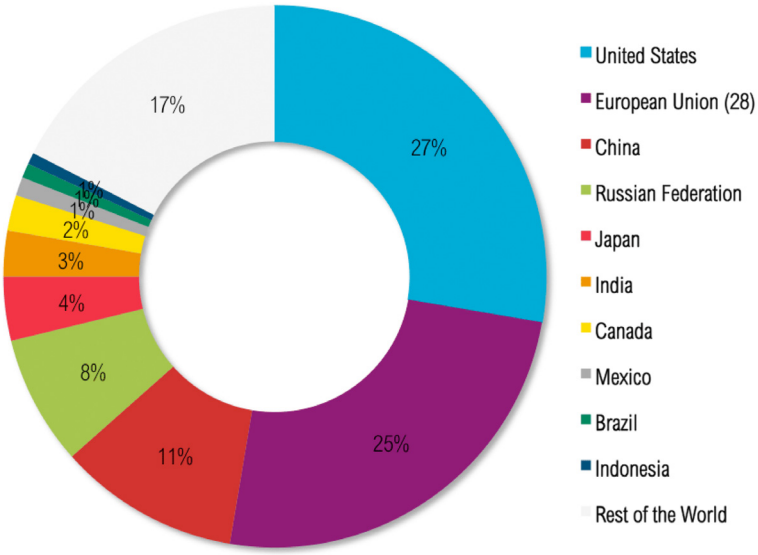

1990 年から 2011 年までの温室効果ガス累積排出量

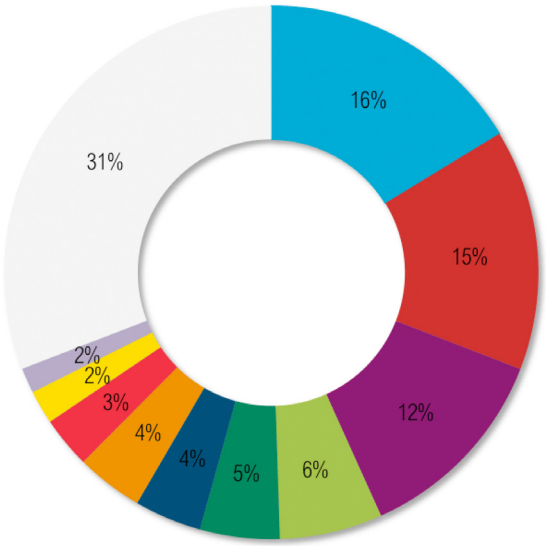

(出典:World Resource Center Website)

1.4　気候正義に関する法的枠組み －「共通だが差異ある責任」と国際協力 －

以上の背景に基づき、パリ協定では、温室効果ガスの排出削減やその他の気候変動対策に関して、各国の置かれた状況に応じた、「共通だが差異ある責任」(Common but Differentiated Responsibilities)という原則が採用されています[29]。同協定により提出が必要とされる国家計画の策定とその見直しについても、同原則に基づいた考慮がされることになります(パリ協定 2 条 2 項・4 条 3 項)。また、上記のとおり、被害の大きさと対策導入のためのキャパシティの欠如から大きな不利益を受ける途上国での気候変動問題への対処について、先進国側の協力が不可欠であるという考慮の下、国際協力の重要性も強調されています(同 7 条 6 項)。来年、英国スコットランドのグラスゴーで開催される第 26 回気候変動枠組条約締約国会議(COP26)でも、**技術移転等を含む途上国への支援を国家間で実現させていくためのフレームワークの作り方が重大論点の一つ**となる予定です。新たなフレームワークに基づく先進国による途上国への支援の中では、民間企業のビジネスチャンスも拡大することが期待されています。

---

[28] 脚注 4・9 頁

[29] 1992 年にリオデジャネイロで採択された気候変動枠組条約(UNFCCC)においても採用されている原則です。

© Nishimura & Asahi 2020

2. 国際人権との関係

2.1 多くの国際人権とのリンク

気候変動は上記で説明した効果を有することから、ESG 投資における「S(社会)」の中核的要素を占める人権、すなわち「人に対する影響」に着目した国際人権課題に直接結び付く問題であると言われています。気候変動は単なる科学的問題ではなく、社会に生きる個々人に直接影響を及ぼす問題であることを改めて強調し、また、当該影響に対する救済のためのフレームワークを提供するためにも、国際人権法と結び付けて考えることのメリットが指摘されているところです。

具体的には、「国際的に認められている人権」[30]である生命に対する権利、健康に対する権利、水に対する権利、住居に対する権利等を含む幅広い国際人権との関連性が肯定されています[31]。

2.2 人権デューデリジェンス

気候変動が国際人権と関連付けて考慮されることの効果には様々なものがありますが、民間企業に関わるものとして挙げられるものの一つが、気候変動問題が人権リスクに波及することによる規制リスクです。従来、企業の人権に関するリスクは、法的リスク以外のリスク(機関投資家からの投資引き上げリスク、人権の被侵害者や市民団体からのクレームに対応するオペレーションコスト、消費者の不買運動リスク等)として考慮されることが主流でしたが、昨今、欧州を中心に、**人権リスクを特定・対処することを求める人権デューデリジェンスに関する法令が制定される傾向が世界で加速しており、グローバルでの人権リスクが、法的リスクへと変化**しつつあります。特に、来年法案が提出される EU の新指令においては、人権との関連で環境リスク(気候変動に関するリスクも含みます。)も明示的に義務的デューデリジェンスの対象とされることが想定されています(詳しくは当事務所アジアニューズレター2020 年 11 月 20 日号「サステイナビリティと日本企業の海外進出 – ビジネスと人権②コーポレート・デューデリジェンス及びコーポレート・アカウンタビリティに関する EU の新指令 –」をご参照下さい。)。これにより、自社の事業から又はこれに関連して発生する気候変動へのインパクトを「人権」というレンズを介して評価し、最終的な個々人へのインパクトをも念頭に置いて是正措置を実施することが益々求められるようになります(自社の事業内容から直接生じるインパクトのみでなく、石炭火力発電事業などへの融資や投資も問題になる場面が増えていくことが想定されます。)。

2.3 気候変動訴訟

また、現在、気候変動に関する訴訟が提起される例が、被告が国家・民間企業のいずれであるかを問わず世界で相次いでいます。**2015 年以降、世界で提起された気候変動訴訟の件数は約 1700 件**にも上り[32]、コロナ危機を経ても減速する兆しはありません。背景には、上記 1.で述べた「気候正義」を実現するため、国際協調に基づく国家間の国際的な枠組策定を待つのではなく、個々の政府や民間企業を相手取って訴訟提起した方が迅速かつ市民社会によって直接的な影響を与えられるという市民社会の意図も見受けられます。**主に米国とオーストラリアを始めとして多くの訴訟が提起されてきましたが、最近は他の国でも提訴される例が増加**しています。例えば、気候変動の影響が最も大きい地域の一つとされる東南アジア(ベトナム・タイ・ミャンマー・フィリピンは、気候変動のリスクに最も晒されている国上位 10 カ国にランクインしています[33]。)でも気候変動訴訟は役割を増しています。東南アジア諸国への投資案件が多い日本企業にとってももはや無視できない問題と言えるでしょう。

---

30 「ビジネスと人権」において参照されるべき国際人権の範囲を指します。詳しくは、当事務所アジアニューズレター2020 年 10 月 30 日号「サステイナビリティと日本企業の海外進出 – ビジネスと人権①総論 –」の 1.をご参照下さい。

31 脚注 27

32 Climate Change Litigation Database Website <http://climatecasechart.com>

33 David Eskstein, 'Global Climate Risk Index 2020' (Germanwatch, Dec 2019) <https://germanwatch.org/sites/germanwatch.org/files/20-2-01e%20Global%20Climate%20Risk%20Index%202020_10.pdf>

© Nishimura & Asahi 2020

主張の根拠は、気候変動による国際人権侵害を理由とするものに限らず、国内法に基づく権利の侵害(不法行為等)、事業会社やファンドによる気候変動関連情報の不適切又は不十分な開示など多岐にわたりますが、**人権侵害を理由とする事例は増加**しています(特に開発途上国ではその傾向が一層強まっています。)。その動きを加速したともいえるのが、昨年 12 月にオランダの最高裁判所で「2020 年末までに、1990 年と比べて温室効果ガスを最低 25%削減するための政策を実施するオランダ政府の義務」が肯定された事案です [34]。気候変動問題は特定の国だけに起因する問題ではないにもかかわらず、個別の政府の責任を肯定したものとして画期的な判決とされています。この事案では、原告が主張の根拠として、(オランダ政府の政策が不十分であることによる)ヨーロッパ人権条約違反を選択したことから、直接的には国際人権違反(国際人権条約に基づき認められる人権の侵害)は判決の理由とはされませんでしたが、国際人権に基づく気候変動対策に関する政府の義務をも示唆するものともいえます。

民間企業を被告とする気候変動訴訟も増加しています。その背景には、現在までに排出されている温室効果ガスの殆どが企業活動に由来するものであること [35]や、科学の進歩により特定の企業活動と特定の異常気象現象との間の因果関係が証明されやすくなったこと、気候変動に関する企業による情報開示が一層重要視されるようになったことなどが挙げられます。この点、伝統的な国際人権法は国家を義務者とするものであり、民間企業を義務の主体として直接拘束するものではありませんが、上記 2.2 で述べた「ビジネスと人権」に関するハードロー化の加速傾向と相俟って、今後益々、民間企業を相手とする気候変動訴訟も増加することが予測されます。オーストラリアで市民団体が石炭会社を訴えた事案(同社の新規プロジェクトの許認可申請に関して、生命に対する権利等の人権違反が主張された事案)[36]でも、本年 9 月に裁判所が管轄を認め、世間の注目を集めています。

2.4 投資家とのエンゲージメント

上記のとおり、気候変動と人権の関係性が、海外での新たな規制の導入や訴訟による法的インパクトの増大も追い風として益々顕著になっている中で、今後は投資家側の視点も両者の相互関係をより意識したものとなっていくことが想定されます。ESG 投資のうち「S(社会)」に関する意識は、コロナ危機を契機に投資家及び企業の間でも既に高まり始めていますが、気候変動問題を含む「E(環境)」との関連性によっても今後一層意識されるようになるものと思われます。気候変動・人権問題のいずれについても、企業としては、現在発展しつつある情報開示規制に関する形式的な対応に終始することなく、相互の関連性も意識しながら企業戦略に組み込んで行くことが重要といえます。

わたなべ　じゅんこ
渡邉　純子　　西村あさひ法律事務所　弁護士
j_watanabe@plus.jurists.co.jp

2011 年弁護士登録、2012 年西村あさひ法律事務所入所。国内外のコーポレート業務一般に関する経験を経て、ベトナムその他東南アジア諸国における M&A、一般企業法務、当局対応、労務、紛争対応、規制調査等、日系企業の東南アジア諸国への進出案件や進出後の事業展開に関する業務に幅広く携わる。2020 年ロンドン・スクール・オブ・エコノミクス修士課程修了(国際人権法専攻)。2020 年 9 月から Ashurst LLP ロンドンオフィスに出向中。

[34] Urgenda Foundation v. State of the Netherlands, 20 Dec 2019, ECLI:NL:HR:2019:2007

[35] 1988 年以降排出された温室効果ガスの約 70%が、石油メジャーを含む民間企業 100 社の事業活動に起因するものであるとされています('New report shows just 100 companies are source of over 70% of emissions' (CDP, 10 Jul 2017) <https://www.cdp.net/en/articles/media/new-report-shows-just-100-companies-are-source-of-over-70-of-emissions>)

[36] Waratah Coal Pty Ltd v Youth Verdict Ltd & Ors [2020] QLC 33

© Nishimura & Asahi 2020